

山形県中小企業まるっとサポート事業費補助金 (事業継続力強化支援事業) 公募要領

中小企業・小規模事業者の安定的な経営活動に向けて、県内中小企業・小規模事業者が事業継続力強化計画又はBCP (Business Continuity Plan)に基づいて行う防災設備等の導入を支援するため、山形県知事が認定したものに対して補助金を交付します。

【特に留意いただきたい事項】 ※詳細は本公募要領をご確認ください。

- ◇ 本事業に申請するためには、「パートナーシップ構築宣言」を行いポータルサイト上で公表する必要があります。（「パートナーシップ構築宣言」の詳細は、ポータルサイトを御覧ください。 <https://www.biz-partnership.jp/index.html>）。
※登録申請から公開までには一定の期間が必要となるため余裕をもって申請してください。
- ◇ 本補助金の認定は先着順ではありません。また、受付期間内に申請いただいた内容について審査を行いますので、その結果として不採択（補助金を受け取れないこと）や申請内容から減額したうえでの交付決定となる場合があります。
- ◇ 申請いただいた事業計画に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。「補助金交付申請書」の内容を審査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで予算の範囲内で補助金交付額を決定し、通知いたします。
- ◇ 本事業の申請に際しては、経済産業省が認定した事業継続力強化計画又は支援機関(地域の商工会・商工会議所)の確認を受けたBCPが必要となります。当該事業継続力強化計画又はBCPに基づく防災設備等の導入が補助対象となります。
- ◇ 交付決定前に契約・発注・支払い等を行ったものは補助対象外となります。
- ◇ 補助金の支払いは事業完了後となりますので、補助事業遂行の際には自己負担が必要となります。
- ◇ 同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合は、本事業に応募することはできません。また、山形県内の事業所で実施する取組に限ります。

1 補助対象事業

中小企業・小規模事業者が事業継続力強化計画又はBCPに基づいて行う、防災設備等の導入に関する事業

2 補助対象者

(1) 山形県内に事業所を有する（本社等の所在地は問わない。）中小企業・小規模事業者又は労働者協同組合法に基づく労働者協同組合であって、以下の要件のいずれにも該当する者

なお、本事業における中小企業、小規模事業者の定義は以下のとおりです。

	定義
中小企業	中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者（但し、下記に掲げる小規模事業者を除く。）
小規模事業者	常勤従業員数が、製造業その他の業種・宿泊業・娯楽業においては20人以下、卸売業・小売業・サービス業においては5人以下の事業者

< 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲 >

【中小企業者】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く。）	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

※ 常勤従業員数は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

【組合関連】

※組合関連で補助対象者に該当するのは以下に列挙された団体のみとなります。
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生

同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）及び労働者協同組合

但し、以下に該当する場合は対象外となります。

財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、法人格のない任意団体、系統出荷による収入のみである個人農業者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗特殊営業を営む者
中小企業若しくは法人の役員、従業員等又は個人事業主が暴力団等の反社会勢力である場合、又は反社会勢力との関係を有する場合
政治団体、宗教上の組織又は団体による事業
本補助事業に申請する内容と同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合
県税を滞納している場合
その他、本事業の目的・趣旨等から適切でないと山形県が判断する場合

(2) 「パートナーシップ構築宣言」を行いポータルサイト上で公表していること

※「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

(3) 今回の申請に係る設備等の整備計画が含まれる事業継続力強化計画又はBCPを、以下のいずれかの様式で策定済みであること

① 経済産業大臣の認定を受けた「事業継続力強化計画」（申請日時点で実施期間中のものに限る）

② 山形県版BCPモデル

※山形県版BCPモデルについては、以下のURLを参照してください。

<https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shien/bcp.html>

③ 上記2項目に準じた内容を含む事業者独自のBCP

※上記②及び③については、支援機関（商工会・商工会議所）の確認を受けたものに限る。

(4) 上記(3)の②又は③で申請する事業者で、令和6年3月18日、同年5月24日、同年8月30日、令和7年5月22日、23日、同年8月27日に県が開催したいずれかのBCPセミナーを受講していること。前述のBCPセミナーを受講していない場合は、令和8年4月16日、17日に県が開催を予定しているBCPセミナーのどちらかを受講すること。(3)の①で申請する事業者についても、計画の実効性を高めるため、セミナーの受講を推奨します。

3 補助率・補助金額

項目	内容
補助率	2 / 3 以内
補助金額	10 万円～50 万円以内 ※補助金の額は千円未満切捨てとします。

※ 予算の範囲内での採択となるため、申請内容から減額した上での交付決定となる場合があります。

4 補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、以下の要件を全て満たす経費です。

- ・ 補助事業の遂行に必要なものと特定できるもの
- ・ 事業継続力強化計画又はBCPに基づくもの
- ・ 補助事業実施期間に実施した活動に要する経費で、かつ、補助事業実施期間内に支出されるもの
- ・ 山形県内で実施するもの
- ・ 社会通念上適正な価格で取引されたもの
- ・ 補助対象経費として明確に区分できるものであり、またその経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるもの
- ・ 以下の経費区分に該当するもの

経費区分	内容
①機械装置費	事業の遂行に必要な防災対策設備等の購入に要する経費 (例) 排水ポンプ、非常用発電機、蓄電池、制震・免振装置、止水板、非常用照明器具 等 ※ 汎用性があり目的外使用となり得るもの（パソコン、タブレットPC、スマートフォン、車両運搬具等）、飲食料品、消耗品の購入費用は補助対象外となります。
②システム等導入費	サイバーセキュリティの強化に必要なシステム等の導入に要する経費 (例) UTM、無停電電源装置、業務システムのクラウド化 等

※ 本事業で導入する設備・システム等の設置・設定に要する経費も対象となりますが、必要不可欠で軽微なものに限ります（設置場所の整備工事や基礎工事は含みません）。

※ 補助対象となるのは、上記の経費のうち、事業継続力強化計画又はBCP（BCPの場合は、併せて提出する「【様式4】事業継続力強化のための取組計画表」）に記載されている設備等で、本事業の事業実施期間中に整備を予定しているもののみです。事業継続力強化計画又はBCPに記載されていない設備等や既に整備済みの設備の追加導入は補助対象となりません。ただし、経済産業大臣の認定を受けた「事業継続力強化計画」を策定済みの事業者が、当該計画に記載されていない設備等について申請する場合

は、「【様式4】事業継続力強化のための取組計画表」を作成し提出することで申請可能とします。

- ※ 現金により支出した経費は補助対象外となります。
- ※ 補助を申請する経費については、必ず見積書を添付してください。
- ※ 防災設備等の導入に当たっては「従業員と会社を守り、事業を継続するための「いざ」という時のために備えておきたい設備類」も参照してください。
- ※ 補助対象経費及び補助対象外経費の具体例については、別添「補助対象経費早見表」もご確認ください。

5 補助対象外経費

「4 補助対象経費」に掲げる経費であっても、下記に該当する経費は対象となりません。

- 補助事業の目的に合致しないもの。本事業の目的との関連性がない又は関連性が著しく低い経費
- 申請する設備等の整備計画が含まれる事業継続力強化計画又は BCP を策定していないもの（UTMの導入を申請しているにもかかわらず、サイバーセキュリティに関するBCPが策定されていない場合等）
- 同じテーマ・事業計画で、他の補助金の支援を受けているもの
- 必要な経理書類（見積書・請求書・領収書等）を用意できないもの
- 自社で使用せず、第三者に使用させるため導入する機器等
- 補助金額が10万円未満の取組
- 不動産の取得、土地の造成に要する経費
- 山形県外で行う取組
- 交付決定前に発注・契約、購入、支払（前払い含む）等を実施したもの
- 補助事業期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払等、事業上必要な手続きが全て完了していないもの
- 補助事業期間内に支払が完了していないもの（分割払、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要。）
- 商品券・金券・切手・レターパックの購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済、現金での支払い、代金引換による支払い
- その他
 - ・汎用性があり、目的外使用になりうるもの（パソコン、タブレット端末、スマートフォン、複合機等）の導入
 - ・OAソフトウェア（Word、Excel、Accessなどのオフィスソフト）
 - ・火災報知器、消火器、誘導灯等、法令で設置を義務付けられている設備や器具の導入経費
 - ・AED等の医療機器の導入経費

- ・自動車、自転車、フォークリフト、トラクター等の車両運搬具、建設機械等の重機類
- ・文房具など事務用品、ウェットティッシュ等の消耗品、飲食料品や毛布等の備蓄品
- ・交通費、宿泊費、自動車等の燃料費
- ・自社製品
- ・中古物品（未使用品、新古品、リユース品を含む）
- ・使途、単価、数量、規模、調達先等の確認が不可能なもの
- ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・保険料、保守料、延長保証等
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・収入印紙
- ・振込手数料、代引手数料、決済手数料、ポイント原資等の各種手数料
- ・現金として利用可能なポイントがクレジット会社等から付与された場合、当該ポイント還元額見合い分
- ・予約キャンセル、休業に対する補てん
- ・自宅等、事業と関係のない施設の改装費、設備や備品の購入費、自己所有物の修繕
- ・商品在庫や消耗品、既存設備の廃棄・処分費
- ・交付申請時点で補助事業の実施場所(工場や店舗等)を有していないもの
- ・事業継続力強化計画及びBCPの策定に係る費用
- ・事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- ・耐震診断に係る経費
- ・消費税及び地方消費税相当分
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ・その他知事が不適当と認めるもの

6 補助事業実施期間・実績報告

(1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和9年1月29日（金）まで

※ この期間内に発注・契約・納品・検収・支払を完了する必要があります。

※ この期間内に上記が完了しない場合、補助金を受け取ることはできません。

(2) 実績報告書提出期限

事業終了後15日以内、または令和9年2月12日（金）のいずれか早い日まで

7 応募手続き

(1) 応募期間

令和8年4月1日（水）から令和8年5月29日（金）まで

(2) 応募方法

郵送での受付となります。（令和8年5月29日（金）午後5時必着）

(3) 申請書類送付先

山形県産業労働部商業振興・経営支援課 経営支援係

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

(4) 提出書類及び提出部数

※申請様式については、山形県のホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。

(<https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/marusapo.html>)

	提出書類
1	【規則別記様式第1号】補助金交付申請書
2	【別記様式第1号】事業計画書
3	【様式1】提出書類確認書
4	【様式2】暴力団排除に関する誓約書
5	【様式3】補助金振込先口座登録依頼書（申請者名義の口座に限る） ※振込先口座の通帳の表紙及び1, 2ページ目の写しを添付してください。
6	県税の納税証明書（全ての県税（法人においては、特別法人事業税及び地方法人特別税を含む）の「滞納（又は未納）がない」ことの証明書）
7	「パートナーシップ構築宣言」の写し
8	決算書の写し ※法人は直近2年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表の写し、個人事業主は直近2年間の所得税青色申告決算書の写し（白色申告の場合は収支内訳書の写し）を提出
9	申請日時点で有効期限内の見積書の写し（令和8年3月1日以降に発行されたものに限る） ※導入する設備（機種）の名称、型式、作業工程名、単価、数量、工数等の経費の内訳が記載されているもの（〇〇一式の記載は不可）
10	以下の事業継続力強化計画又はBCPの写し ① 経済産業大臣の認定を受けた「事業継続力強化計画」及び認定通知書の写し ② 山形県版BCPモデル ③ 上記2項目に準じた内容を含む事業者独自のBCP ※経済産業大臣の認定を受けた「事業継続力強化計画」を策定済みの事業者で、当該計画に記載されていない設備等について申請する場合は、下記「【様式4】事業継続力強化のための取組計画表」を提出してください。
11	上記10の②, ③に基づき申請する場合 ⇒ 【様式4】事業継続力強化のための取組計画表 【様式5】BCP確認書 ※「BCP確認書」については、支援機関（商工会・商工会議所）から確認の上、記入してもらってください。

※各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。

(5) 書類提出の方法

1	用紙サイズはA4判の片面印刷とし、各1部提出してください。
2	提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。

(6) お願い

提出書類については、御協力いただける場合は、郵送とあわせて Word や PDF 等のデータでの提出もお願いいたします。(メール環境がない等の理由によりメールでの提出が難しい場合は、郵送のみの提出で構いません。)

※ メールでの提出がない場合でも、補助金の審査上不利になることはありません。

<送付先メールアドレス> : yshoshin@pref.yamagata.jp

8 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、以下のポイントを中心に審査を行ったうえで、事業再建の取組に資すると認められる事業計画を山形県知事が認定し、補助金の交付を決定します(予算の範囲内の補助金の交付決定となります)。

審査のポイント
<p>【補助対象事業としての適格性】</p> <p>① 本公募要領に沿った事業となっているか</p> <p>② テーマや事業内容から判断して、国(独立行政法人等を含む。)や県、市町村が実施する他の制度(補助金、委託費等)による助成を受ける事業と同一又は類似内容の事業となっていないか</p> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県が指定した応募申請書類様式により応募しているか・ 補助金申請額が10万円以上50万円以下となっているか・ 同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っていないか・ 「山形県版BCPモデル」又は事業者独自のBCPに基づく申請の場合は、申請前に支援機関から当該BCPの確認を受けているか・ 必要な書類がすべて添付されているか・ その他書類不備等、補助対象要件違反となる事項がないか・ 事業実施期間中、補助対象事業者の要件を満たさなくなることがないか <p>【事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自社のリスク分析は適切か・ 事業計画は自社のリスクへの対策に有効か・ 事業計画は具体的で実現可能性の高いものとなっているか・ 事業実施のための必要な体制・能力を有しているか・ 補助事業として費用対効果が高いか <p>【積算】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業費の計上や積算が正確かつ明確で、事業実施に必要なものとなっているか

(2) 事業計画に関する照会等

申請受付後、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3) 結果の通知

申請事業者全員に対して、審査結果（交付決定又は不採択）を文書で通知します。

(4) 認定事業の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名等をホームページ上で公表します。

9 スケジュール（予定）

申請受付期間 : 令和8年4月1日（水）
～ 令和8年5月29日（金）午後5時必着

BCPセミナー : 令和8年4月16日（木）、17日（金）
※詳細は県HPに掲載します。

事業計画認定・交付決定 : 令和8年6月下旬以降

※ このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況等により前後する場合があります。

10 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとします。

※ 「事業完了」とは事業計画書に基づく補助事業について、発注・契約・納品・検収・支払を完了していることを指します。

11 その他

(1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、応募の際は期限に余裕をもって書類を提出してください。

(2) 複数の事業者から同一もしくは極めて類似した内容の応募申請があった場合、採択しない場合があります。応募申請を希望する事業者は、現状等を分析のうえ、実態に即した事業計画を記載してください。他社の事業計画をコピーしたり、他社からコピーされたりしないようご注意ください。

(3) 補助事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和9年1月29日（金）までとなります。補助金の対象となるのは、この期間内に実施した事業に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限り。

(4) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。

(5) 本事業終了後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査や決算書等の提出をお願いします。提出いただけない場合は、今後実施される本県の中小企業・小規模事業者向けの補助金に採択されない場合がありますので、御協力をお願いします。

問い合わせ先

山形県産業労働部商業振興・経営支援課 経営支援係

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL 023-630-2290

URL <https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/marusapo.html>